

## 令和7年度沖縄県八重山地域における外来カエル類拡散防止対策検討業務に係る仕様書

### 1. 業務の目的

オオヒキガエル *Rhinella marinus* 及びシロアゴガエル *Polypedates leucomystax* は外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、高い捕食圧や旺盛な繁殖力により、生物多様性に深刻な影響を与える種として知られている。石垣島では害虫駆除目的による導入により既に定着・蔓延状態にある上、石垣島が侵入元と疑われる周辺島嶼への侵入事例が断続的に記録されている。西表島や沖縄島では一旦根絶に成功したものの、引き続き侵入事例が継続して記録されており、他の離島及び沖縄本島への拡散防止対策が急務となっている。実際、近年の例に限定しても西表島ではオオヒキガエルのメス個体が令和4年5月に船浦港近隣で捕獲され、令和6年5月には小浜島でオス個体が、同年に沖縄島では2件の侵入報告があった。また、シロアゴガエルでも、令和3年6月に上原地区でオス成体1個体が捕獲されるなど、一旦根絶を達成したものの侵入リスクは依然として高い状態にある。

石垣島からの外来カエル類の拡散を防止するためには、コンテナ搬出港である石垣港周辺の外来カエル類の監視及び排除と、工事資材への混入の監視が重要となる。石垣港とその周辺では、平成30年度から監視モニタリング調査と防除が実施され、当該地域での外来カエル類の低密度化には成果を上げている。加えて、令和5年には資機材搬出時確認マニュアルが完成し、資材への混入監視体制が強化された。しかし、引き続き当該地域由来が疑われる拡散事例が周辺の未定着島嶼から報告されていることから、よりいっそうの監視と防除の強化が必要な状況である。

そこで本業務では石垣島から周辺地域への外来カエル類の拡散を防止するために、石垣港を中心に外来カエル類の監視及び駆除を強化するとともに、保全上の重要地域であり世界自然遺産にも指定された西表島を主対象に、外来カエル類侵入監視モニタリング調査を継続実施することで、八重山地域の生物多様性の保全に資することを目的とする。

### 2. 業務の実施箇所

沖縄県八重山地区

### 3. 業務履行期限

令和8年3月31日（火）まで

### 4. 業務の内容

#### I 石垣港およびその周辺地域における外来カエル類の調査と防除

石垣港およびその周辺地域におけるオオヒキガエル、シロアゴガエル及びその他の外来のカエル類（以下、「外来カエル類」という）の調査と防除のため、以下の業務を実施する。業務実施にあたっては、環境省沖縄奄美自然環境事務所石垣自然保護官事務所（以下、「石垣自然保護官事務所」という）担当官（以下、「石垣環境省担当官」という）の了解

を得ること。

(1) Iに係る業務実施計画書の作成

Iの実施に必要な業務実施計画書を作成し、調整等の準備を行う。また、1時間程度の現地防除指導等を行う。(4人日を想定)

(2) 石垣港における外来カエル類の監視モニタリング及び捕獲調査

石垣港の新港地区(人工島)、浜崎町地区、八島町地区において、外来カエル類の侵入・繁殖防止のため、水桶トラップ及び音声誘引装置の設置し、4月から11月にかけて夜間監視モニタリング調査を行う。

①誘引適地の選定及び土地所有者との調整

外来カエル類の水桶トラップ2基及び音声誘引装置の設置のための誘引適地の選定・設置を行う。設置箇所等については、石垣環境省担当官の了解を得るとともに、請負者で土地所有者等の許可を得る。なお、水桶トラップ及び音声誘引装置については、石垣自然保護官事務所より貸与するものとする。(4人日を想定)

②夜間監視モニタリング

監視調査員は下表に示した頻度を目安として以下の要領で夜間監視モニタリングを実施する。実施にあたっては、業務履行期限内でなるべく調査間隔が均等になるように頻度を調整し、必要回数・実施時間を満たすこと。また、新港地区は港湾工事により大きく変化することから、石垣港湾事務所から情報を得て効果的な監視を検討する。監視調査員に対する連絡事項は、毎回各監視調査員と直接連絡をとりあうこととする。

a. 外来カエル類の監視調査の結果とその他のカエル類の確認情報を併せて別紙に示した「監視調査票」に記録し、請負者に提出する。翌月までに全地域のモニタリング結果を各監視調査員が把握できるようにすること。

b. 外来カエル類の侵入・生息が確認された場合には、石垣環境省担当官に報告するとともに当該個体の捕獲・除去を行う。捕獲した個体は速やかに処分する。

区域	頻度	時間	実施回数	延べ実施日数
新港地区	月1～4回程度	2時間程度	24回	12人日程度
浜崎町地区	月1～4回程度	1.5時間程度	24回	9人日程度

八島町地区	月1～4回程度	0.5時間程度	24回	3人日程度
-------	---------	---------	-----	-------

(3) 石垣港における外来カエル類の監視モニタリング及び捕獲調査月報の作成

上記I(2)の監視モニタリング及び捕獲調査を毎月とりまとめ、各月末から10日以内に石垣環境省担当官へ報告すること。(4人日を想定)

II 西表における外来カエル類監視モニタリング調査と港湾施設における水際侵入防止対策

西表における外来カエル類監視モニタリング調査と港湾施設における水際侵入防止対策のため、以下の業務を実施する。業務実施にあたっては、環境省沖縄奄美自然環境事務所西表自然保護官事務所(以下、「西表自然保護官事務所」という)担当官(以下、「西表環境省担当官」という)の了解を得ること。

(1) IIに係る業務実施計画書の作成

IIの実施に必要となる業務実施計画書を作成し、調整等の準備を行う。また、監視調査員に対し、1時間程度の現地防除指導等を行う。(4人日を想定)

(2) 西表における外来カエル類の監視モニタリング調査

西表島内において、初期侵入対策として重要と考えられる18地区(豊原、仲間港、大原、大富、古見、高那東、高那西、船浦、上原A、上原B、上原C、中野、住吉、浦内、干立、祖納、白浜、船浮)において外来カエル類の侵入防止のため、4月から翌年3月に夜間監視モニタリング調査を実施する。

①モニタリング適地の選定及び土地所有者との調整

夜間監視モニタリングの調査箇所は提案による。調査所等については、西表環境省担当官の了解を得るとともに、請負者で土地所有者等の許可を得る。また、業務期間中は監視調査員から聞き取りを行い、土地の改変等必要に応じてモニタリング調査箇所を変更して監視調査位置図に反映させ、常に最新の情報を元に監視できるようにする。(1人日を想定。)

②夜間監視モニタリング

監視調査員は下表に示した頻度を目安として以下の要領で夜間監視モニタリングを実施する。モニタリング頻度については、外来カエル類の繁殖が活発となる夏期は調査回数を増加し、活動が緩慢となる冬期は調査回数を減少させる等をし、侵入リスクの高い期間に対応するように行う。また、過去の発見事例やカエルの生態等を考慮し調査地点・時期毎に回数を設定するなどして、必要回数・実施時間を満たすように実施する。なお、不測の事態が発生した場合等は、調査方法及び調査間隔等を調整すること。

監視調査員に対する連絡事項は、毎回直接連絡をとりあうこととする。

- a. 外来カエル類の監視調査の結果及びその他のカエル類以外の外来種確認情報を別紙に示した「監視調査票」に記録し、請負者に提出する。翌月までに全地域のモニタリング結果を各監視調査員が把握できるようにすること。
- b. 外来カエル類の侵入・生息が確認された場合には、速やかに西表環境省担当官に連絡するとともに当該個体の捕獲・除去を行う。捕獲した個体は可能なものは性別別し、その場で殺処分すること。

地域	頻度	時間	実施回数	延べ実施日数
18 地区	月 2～5 回程度	各回・各地区あたり 1 時間程度	各地区で期間合計 44 回	99 人日程度

### (3) 西表港湾施設における外来カエル類の水際侵入防止対策

「仲間港、船浦港、上原港、白浜港、船浮港」の 5 箇所の港湾地区において以下の要領で水桶トラップを設置し、外来カエル類を誘引・捕獲する。なお、後述する水桶トラップは西表自然保護官事務所より貸与することとする。（4 人日を想定）

- a. 誘引適地を選定して、外来カエル類の水桶トラップ 5 基を設置し、モニタリングを行う。水桶トラップの設置箇所等については、西表環境省担当官の了解を得るとともに、請負者で土地所有者等の許可を得ること。
- b. 外来カエル類の侵入・生息が確認された場合には、速やかに西表環境省担当官に連絡するとともに当該個体の捕獲・除去を行う。捕獲した個体は可能なものは性別別し、その場で殺処分すること。

### (4) 西表における外来カエル類の監視モニタリング及び捕獲調査月報の作成

上記Ⅱ（2）及び（3）の監視モニタリング及び捕獲調査を毎月とりまとめ、各月末から 10 日以内に西表環境省担当官へ報告する。（4 人日を想定）

## Ⅲ 石垣島市街地における外来カエル類の低密度化対策

石垣島市街地における外来カエル類の低密度化対策として、以下の業務を実施する。対策を実施する地域は、港湾（浜崎町周辺）から市街地（シード線以南）とする。業務実施にあたっては、石垣環境省担当官の了解を得ること。

### (1) Ⅲに係る業務実施計画書の作成

Ⅲの実施に必要な業務実施計画書を作成し、調整等の準備を行う。また、監視調査員に対し、1 時間程度の現地防除指導等を行う。（4 人日を想定）

### (2) 繁殖リスク地点の整理

外来カエル類の繁殖等のリスクがある地点や、生息密度の高い地点周辺（10～15 地点

程度を想定) について、過年度の結果を参考に、その後の土地利用の変化を現地確認し、位置及び環境を記録する。

なお、繁殖リスク地点が確認された場合は、その土地又は施設の所有者若しくは管理者へ情報を共有し、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の責務規定や原因者負担の原則に従って、繁殖リスク環境の是正等対策を所有者若しくは管理者が講じる必要がある旨を説明するものとする。(4人日を想定)

### (3) 昼間の卵塊、幼生の探索

監視調査員は下表に示した頻度を目安として次の作業を実施する。

- a. 整理された繁殖リスク地点において、昼間に外来カエル類の卵塊及び幼生の探索を行う。
- b. 卵塊及び幼生を発見した場合は、位置等を記録するとともに、卵塊の除去及び幼生の場合は網等で個体をなるべく捕獲・処分し、石垣環境省担当官に報告する。

期間	頻度	期間	実施回数	延べ実施日数
6月から11月	月1～4回程度	2時間程度	16回	8人日程度

### (4) 水桶トラップによる捕獲

監視調査員は下表に示した頻度を目安として以下の要領で次の作業を実施する。なお、後述する水桶トラップは石垣自然保護官事務所より貸与するものとする。

- a. 繁殖リスク地点及び高密度地点周辺を中心に水桶トラップ6基を設置し、外来カエル類の捕獲を実施する。水桶トラップの設置箇所等については、石垣環境省担当官の了解を得るとともに、請負者で土地所有者等の許可を得ること。
- b. 捕獲した個体は可能なものは性判別し、その場で殺処分する。

期間	頻度	期間	実施回数	延べ実施日数
6月から11月	月1～4回程度	1時間程度	16回	4人日程度

### (5) 外来カエル類生息状況調査及び捕獲

監視調査員は、下表に示した頻度を目安として、次の作業を実施する。

- a. 石垣島市街地車道(計15km～20km程度)を夜間に低速で走行(20km/h程度)し、車道上で発見した外来カエル類の個体数と位置情報を記録するとともに個体を捕獲する。なお、轢死及び捕り逃がした場合も上記の情報を記録すること。
- b. 捕獲した個体は可能なものは性判別し、その場で殺処分する。

区域	実施期間	頻度	時間	延べ実施日数
石垣市街地周辺	6月～11月	月1～4回程度	1時間程度	4人日程度

(6) 石垣島市街地における外来カエル類の低密度化対策月報の作成

上記Ⅲ(2)～(5)の監視モニタリング及び捕獲調査を毎月とりまとめ、各月末から10日以内に西表環境省担当官へ報告する。(4人日を想定)

IV 市街地接続地域における外来カエル類の侵入経路調査

市街地接続地域における外来カエル類の侵入経路調査として、以下の業務を実施する。調査を実施する地域は、令和6年度検討会における委員の意見を参考に、市街地の東側に位置する「平得・真栄里地区」及び市街地西側に位置する「真喜良地区」を市街地接続地域と整理する。業務実施にあたっては、石垣環境省担当官の了解を得ること。

(1) IVに係る業務実施計画書の作成

IVの実施に必要な業務実施計画書を作成し、調整等の準備を行う。また、監視調査員に対し、1時間程度の現地防除指導等を行う。(4人日を想定)

(2) 調査地点の整理

調査地点は提案による。また、業務期間中は監視調査員から聞き取りを行い、土地の改変等必要に応じて変更して監視調査位置図に反映させ、常に最新の情報を元に監視できるようにする。(4人日を想定)

(3) 水桶トラップによる捕獲

①水桶トラップの設置と土地所有者との調整

石垣市街地と隣接する地点周辺を中心に水桶トラップ6基を設置し、外来カエル類の捕獲を実施する。外来カエル類の水桶トラップは、前述(2)にて提案のあった調査地点へ6基を設置し、モニタリングを行う。水桶トラップの設置箇所等については、石垣環境省担当官の了解を得るとともに、請負者で土地所有者等の許可を得ること。なお、水桶トラップは石垣自然保護官事務所より貸与する。(4人日を想定)

②水桶トラップの確認作業

監視調査員は、下表に示した頻度を目安として、次の作業を実施する。

- a. ①で設置した水桶トラップの確認作業を行い、外来カエル類の捕獲を実施する。
- b. 捕獲した個体は可能なものは性判別し、その場で殺処分すること。

区域	実施期間	頻度	時間	延べ実施日数
石垣市街地周辺	6月～11月	月1～4回程度	1時間程度	4人日程度

#### (4) 外来カエル類生息状況調査及び捕獲

監視調査員は、下表に示した頻度を目安として以下の要領で作業を実施する。

- a. 監視調査員により、市街地接続地域車道（計15km～20km程度）を夜間に低速で走行（20km/h程度）し、車道上で発見した外来カエル類の個体数と位置情報を記録するとともに個体を捕獲し、轢死及び捕り逃がした場合も情報を記録する。
- b. 捕獲した個体は可能なものは性判別し、その場で殺処分する。

区域	実施期間	頻度	時間	延べ実施時間
石垣市街地周辺	6月～11月	月1～4回程度	1時間程度	4人日程度

#### (5) 市街地接続地域における外来カエル類の侵入経路調査月報の作成

##### ①監視モニタリング及び捕獲調査の実施

上記IV(2)～(4)の監視モニタリング及び捕獲調査を毎月とりまとめ、各月末から10日以内に石垣環境省担当官へ報告すること。（4人日を想定）

#### V その他離島における外来カエル類監視モニタリング調査

その他離島における外来カエル類監視モニタリング調査として、以下の業務を実施する。実施する地域は、令和6年度検討会における委員の意見を参考に、与那国島とする。業務実施にあたっては、石垣環境省担当官の了解を得ること。

##### イ 与那国島における調査の準備

外来カエル類が識別できる人材の育成を兼ね、与那国島の島内在住者、もしくは関係者から監視調査員を募集し、請負者同行による夜間の調査を実施する。また、監視調査員に対し、1時間程度の事前講習を行うこと。（5人日を想定）

##### ロ 与那国島における調査の時期

与那国島の調査時期については、外来カエル類の活動が活発となる6月から10月の期間に実施するものとし、石垣環境省担当官との協議の上、実施日程を決定する。

##### ハ 与那国島における調査の実施

- a. 与那国島の調査地について、「令和3年度与那国島における外来カエル類拡散防止対策検討業務」を参考にし、また、その後の土地改変等の有無など現地調査を実施す

る。

b. 外来カエル類の夜間調査の経路を記録すると共に、調査結果とその他の在来カエル類の確認情報を併せて別紙に示した「監視調査票」に記録する。

c. 外来カエル類の侵入・生息が確認された場合には、速やかに石垣環境省担当官に連絡するとともに当該個体の捕獲・除去を行う。捕獲した個体は可能なものは性判別し、その場で殺処分すること。

区域	時間	実施回数	人数	延べ実施人数
与那国島	2時間程度	2回	2名程度 (調査員に請負者同行)	1人日

## VI 農業及び港湾運送事業者への資機材搬出時確認マニュアル説明の実施

「資機材搬出時確認マニュアル」について、農業運送及び港湾運送に関わる事業者等を対象とした連絡会議を開催し、石垣島から離島への資機材搬出時における外来カエル類、その他外来生物の混入防止対策について説明会を実施する。(2人日を想定)

### イ 会議の開催・運営

説明会開催までの詳細なスケジュール(日程調整、資料案作成、関係者との調整等)を作成し、石垣環境省担当官の了解を得て開催日を決定し、参加者へ開催案内を発出すること。

### ロ 会場及び設備の確保

説明会会場は、出席者10~20人程度、会場は石垣島内の無料施設の使用を想定する。実施に際しては、石垣及び西表環境省担当官の指示により会場の設営等の対応をすること。

### ハ 議事録等の作成

説明会の開催後、記録として議事録を作成し、説明会の開催日から7日(土日祝日を含む。)以内に石垣及び西表環境省担当官に提出すること。

### ニ その他

説明会運営に関する必要な一切の事務及び経費の支払いを行うこと。

## VII 公共工事関係者との調整及び打合せ

過年度に資機材点検の協力を積極的であった行政機関及び関連団体とともに、具体的な仕組み作りについて調整のための打合せを2回程度行う。(2人日を想定)

## VIII 工事発注関係機関との連絡会議の開催

「資機材搬出時確認マニュアル」の活用について、公共工事の発注者である関係行政機関等を対象とした連絡会議を開催し、石垣島から離島への資機材搬出時における外来カエル類、その他外来生物の混入防止対策について協議を実施する。(2人日を想定)

### イ 会議の開催・運営



会議開催までの詳細なスケジュール（日程調整、資料案作成、関係者との調整等）を作成し、石垣環境省担当官の了解を得て開催日を決定し、参加者へ開催案内を発出すること。

ロ 会場及び設備の確保

会議会場は、出席者 10～20 人程度、会場は石垣島内の無料施設の使用を想定する。実施に際しては、石垣及び西表環境省担当官の指示により会場の設営等の対応をすること。

ハ 議事録等の作成

会議の開催後、記録として議事録を作成し、説明会の開催日から 7 日（土日祝日を含む。）以内に石垣及び西表環境省担当官に提出すること。

ニ その他

会議運営に関する必要な一切の事務及び経費の支払いを行うこと。

IX 外来カエル類対策検討委員会の開催

上記（Ⅰ）から（Ⅷ）の内容について専門的見地から助言を得るため、学識経験者等 5 名程度で構成される検討委員会を設置する。業務実施にあたっては、石垣及び西表環境省担当官の了解を得ること。

（概要）

- ・開催回数：1 回（3 時間程度）
- ・開催場所：国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター（沖縄県石垣市）
- ・開催形式：対面開催（オンライン併用）とし、八重山郡外在住者は Web 参加を想定する。
- ・委員：5 名程度
- ・謝金：検討委員一人あたり 14,000 円

※有識者（案）

兵庫県立大学 教授 兵庫県三田市

慶応義塾大学 教授 神奈川県横浜市

琉球大学 准教授 沖縄県西原町

一般財団法人 自然環境研究センター研究員 東京都墨田区

環境省希少動植物種保存推進委員 沖縄県石垣市

※現場作業時の意見を反映させるため、石垣島、西表島各島において代表する監視調査員 2 名ずつの参加調整を図ること。その他の監視調査員に対しても傍聴可能である旨案内すること。

イ 会議の開催・運営

年間の検討会開催スケジュール、検討会開催までの詳細なスケジュール（日程調整、資料案作成、関係者との調整等）を行い、石垣及び西表環境省担当官の了解を得て、開催日を決定し、検討委員及び関係行政機関へ開催案内を発出すること。

ロ 検討会の委員の委嘱手続き

検討会の委員は、石垣及び西表環境省担当官と協議し、上記の※有識者（案）より決定する。請負者は開催に先立ち委員の委嘱を行うこと。

#### ハ 会場及び設備の設営

検討会会場は、説明会会場は、出席者 30 人程度、会場は石垣島内の無料施設の使用を想定する。実施に際しては、Web 併用とし、石垣及び西表環境省担当官の指示により会場の設営等の対応をすること。

#### ニ 会議資料の作成

石垣及び西表環境省担当官と協議の上、会議資料の作成及び配布を行うこと。資料は A4 判 60 頁以内、計 30 部を想定する。

#### ホ 議事録等の作成

検討会の開催後、検討会の記録として議事録を作成し、検討会の開催日から 7 日（土日祝日を含む。）以内に石垣及び西表環境省担当官に提出すること。

#### ヘ その他

検討会運営に関する必要な一切の事務及び経費の支払いを行うこと。

### X 業務打合せ

両生爬虫類の調査経験を有する技術者 1 名以上を業務の担当として配置し、以下の通り石垣及び西表環境省担当官と打合せを実施する。打合せの場所は、石垣自然保護官事務所を想定する。（各 2 人日程度を想定）

- |                |     |
|----------------|-----|
| (1) 業務開始時      | 1 回 |
| (2) 中間打合せ      | 1 回 |
| (3) 業務成果とりまとめ時 | 1 回 |

### XI 報告書の作成

I～XIIの実施結果について記述した報告書を作成する。

## 5. 成果物

請負者は、業務結果を取りまとめ、下記に定めるとおり、提出するものとする。

提出場所：沖縄奄美自然環境事務所 石垣自然保護官事務所

紙媒体：6 部（A4 判、和文 100 頁程度）

電子媒体：報告書の電子データを収納した DVD-R 2 枚

なお、報告書及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

## 6. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使し

ないものとする。

- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について石垣環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、石垣環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、請負業務において請負者が作成する情報については、石垣環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて石垣環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、石垣環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、請負業務において請負者が作成した情報についても、石垣環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

## 8. その他

請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、石垣環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、石垣環境省担当官と速やかに協議しそ

の指示に従うこと。

- (2) 本仕様書に記載の業務の実施内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。
- (3) 会議運営を含む業務にあつては、契約締結時におけるの国等による環境物品等の調達  
の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定めら  
れた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という）の「会議  
運営」の判断の基準を満たすこと。

基本方針：<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>

- (4) 検討会等における委嘱・会計手続きに係る押印等廃止の取扱いについて  
電子化を進める政府方針に基づき、原則として、検討員等からの承諾書、請求書等の  
書面による提出、押印について廃止されるよう取り扱うこと。（書類の真正性の確保  
は、検討員等からのメールの電子保存等で対処するものとする。なお、慣例上、現金  
払いとして検討員等からの領収書、受取書を求める場合にあつても、押印ではなく本  
人サインによること。）

（参考）

「規制改革実施計画」

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/keikaku/200717/keikaku.pdf>

「「書面、押印、対面」を原則とした制度・慣行・意識の抜本的見直しに向けた共同宣言」

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/imprint/document/200708document01.pdf>

「押印についての Q&A」（内閣府・法務省・経済産業省作成）

[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00095.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00095.html)

- (5) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて「沖縄県八重山地域にお  
ける外来カエル類拡散防止対策検討業務」に係る資料を、所定の手続きを経て環境省  
内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料  
を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であつて  
も、「沖縄県八重山地域における外来カエル類拡散防止対策検討業務」における情報  
セキュリティ保護等の観点から、掲示できない場合がある。

連絡先：環境省沖縄奄美自然環境事務所 野生生物課（Tel：098-836-6400）

- (6) 業務の実施にあつて法令等に基づく手続きが必要な場合は、沖縄奄美自然環境事務  
所において実施する。

(別添)

## 1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難な場合には、石垣環境省担当官と協議し、了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます  
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [Aランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は石垣環境省担当官と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

## 2. 電子データの仕様

電子データの仕様については下記によるものとする。ただし、仕様書において、下記とは異なる仕様によるものとしている場合や、石垣環境省担当官との協議により、下記とは異なる仕様で納品することとなった場合は、この限りでない。

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)
- ・画像；PNG 形式又は JPEG 形式
- ・音声・動画；MP3 形式、MPEG2 形式又は MPEG4 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式 (PDF/A-1、PDF/A-2 又は PDF1.7)」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 又は CD-R (以下「DVD-R 等」という。仕様書において、DVD-R 等以外の媒体が指定されている場合や、石垣環境省担当官との協議により、DVD-R 等以外の媒体に格納することとなった場合は、この限りでない。) とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては石垣環境省担当官の指示に従うこと。

### 3. 成果物の二次利用

(1) 納品する成果物（研究・調査等の報告書）は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

第三者の知的財産権が関与する内容の一部または全部について、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、当該箇所や当該権利保有者等の情報を、以下の URL からダウンロード出来る様式に必要な事項を記入し提出すること。

(2) 環境省が保有するオープンデータの情報を政府が運用するオープンデータのポータルサイト「データカタログサイト DATA.GO.JP (<https://www.data.go.jp/>)」に掲載及び更新情報を反映させるためのデータに関する説明（メタデータ）について、成果物と併せて以下の URL からダウンロード出来る様式に必要な事項を記入し提出すること。

<https://www.env.go.jp/kanbo/koho/opendata.html>

### 4. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。